

埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財の保護にご理解とご協力いただきありがとうございます。

下記をよくお読みの上、ご提出ください。

船橋市教育委員会を經由の上、千葉県教育委員会教育長あてに提出して頂くことになります。

※文化財保護法に従い、工事着手予定日の 60 日前までに必ずご提出ください。

万が一 60 日前を切ってしまった場合は文化課までご相談ください。

○ 必要事項を記入の上記名押印し、1部提出してください。

氏名欄は、法人等の場合は法人名及び代表者職氏名を併記してください。複数名の方が共同して届出される場合には連署していただいても結構です。押印して頂かなくても結構ですが、押印がない方には後日ご本人確認させていただく場合がありますので別紙の受取希望票に連絡先を必ずご記入ください。

表裏 1 枚になっております。ご注意ください。船橋市ホームページからもダウンロードできますが、その際は**表裏印刷で 1 枚**になるようにお願いします。

○ 地形図、計画図を添付してください。

地形図は 2,500 分の 1 の等高線が記載された地図に事業範囲を朱線にて囲んでください。船橋市役所では 5 階の都市計画課にて取り扱っております。

計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度が分かる図面を添付してください。

○ 「4. 遺跡の種類・遺跡の名称・遺跡の現状・遺跡の時代」については文化課で記入しますので、空欄のままで結構です。

○ 「5. 工事目的」については、専用住宅分譲の場合には「宅地造成」を選択してください。

また、「工事の概要」については、分譲戸数、階数、RC造・木造等、基礎の種別等を記入してください。

○ 「6. 工事主体者」については、申請者＝事業主様（施主様）のお名前をご記入ください。

法人等の場合は代表者名まで記入をお願いします。

○ 「7. 施行責任者」については、実際に工事を施行する方（業者様）のお名前をご記入ください。

法人等の場合は代表者名まで記入をお願いします。

ご提出いただいた「埋蔵文化財発掘の届出について」は船橋市文化課を經由して千葉県教育委員会へ送られ、その後、千葉県教育委員会からの指示書を船橋市文化課経由でお渡しいたします。

別紙の受取希望票に郵送・窓口のいずれかに○をつけ、郵送希望の場合はご希望の郵送先をご記入の上、届出と合わせてご提出ください。

申請者と違う郵送先、申請者と違う方の受取を希望される場合は、次のいずれかが必要です。

- ・受取希望票を記入し提出している（記入に不備がない）。
- ・委任状（任意）を提出している。

上記の条件を満たさない場合、郵送先が申請者の意思に反する場合は、申請者様へ郵送いたします。

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが文化課文化財保護係までお問い合わせください。

船橋市教育委員会 生涯学習部 文化課 文化財保護係（本庁舎 7 階）

0 4 7 （ 4 3 6 ） 2 8 9 8

※すでに届出されているにもかかわらず本書類が入ってございましたら、大変申し訳ありませんが文化課までご連絡ください。

受取希望票

ご提出いただいた「埋蔵文化財発掘の届出について」は船橋市文化課を經由して千葉県教育委員会へ送られ、その後、千葉県教育委員会からの指示書を船橋市文化課経由でお渡しいたします。

申請者が希望する受取方法

希望する方法をチェックし、受取人・郵送先の希望する方に○をつけてください。

窓口での受取（申請者本人・下記代理人）

郵送（申請者住所・下記郵送希望先）

申請者	氏名	
	(申請者が法人の方) ※部署・担当者氏名	
	※電話/Fax	
	※Eメールアドレス	
	※下記の場合には記入不要です。 ○「埋蔵文化財発掘の届出について」に記名押印していて、申請者ご本人が受け取る場合 ○「埋蔵文化財発掘の届出について」に記名押印していて、上の氏名欄にも記名押印している場合	
代理人	窓口を受け取りに来る方が申請者ご本人でない場合、今後取り扱いも含めて代理人に委任する場合は、記入が必要です。(代理人が複数の場合は全員記載してください。)	
	住所	
	氏名	
	(申請者が法人の方) 部署・担当者氏名	
	電話/Fax	
	Eメールアドレス	
	<input type="checkbox"/> 当申請場所の今後の埋蔵文化財取扱については上記の代理人に委任する。	
郵送希望先	郵便番号・住所	
	氏名	
	(申請者が法人の方) 部署・担当者氏名	
	電話/Fax	
備考		